



第 1 章 総 則

( 目 的 )

第 1 条 この 条 例 は、 薬 物 の 濫 用 の 防 止 に 関  
し、 府、 府 民 等 ( 府 民 及 び 観 光 旅 行 者 そ の  
他 の 滞 在 者 を い う。 以 下 同 じ。 ) 及 び 事 業 者  
等 ( 事 業 者、 医 師 及 び 薬 剤 師、 薬 物 濫 用 防  
止 活 動 団 体 ( 薬 物 の 濫 用 の 防 止 に 資 す る 活  
動 を 行 う こ と を 主 た る 目 的 と し て 組 織 さ れ  
た 団 体 を い う。 以 下 同 じ。 ) そ の 他 の 関 係 者  
を い う。 以 下 同 じ。 ) の 責 務 等 を 明 ら か に す  
る と と も に、 薬 物 の 濫 用 の 防 止 に 関 す る 基  
本 的 な 施 策、 危 険 薬 物 の 濫 用 の 防 止 の た め  
の 規 制 そ の 他 の 必 要 な 事 項 を 定 め る こ と に  
よ り、 薬 物 の 濫 用 に よ る 保 健 衛 生 上 の 危 害  
そ の 他 の 府 民 生 活 へ の 危 害 の 発 生 を 防 止 し  
、 も っ て 府 民 等 の 健 康 か つ 安 心 ・ 安 全 で 平  
穏 な 生 活 の 確 保 に 資 す る こ と を 目 的 と す る  
。

( 定 義 )

第	2	条	こ	の	条	例	に	お	い	て	「	薬	物	」	と	は	、	次					
			に	掲	げ	る	物	を	い	う	。												
	(	1	)	大	麻	取	締	法	(	昭	和	2	3	年	法	律	第	1	2	4	号	)	
		第	1	条	に	規	定	す	る	大	麻												
	(	2	)	覚	せ	い	剤	取	締	法	(	昭	和	2	6	年	法	律	第	2	5	2	
		号	)	第	2	条	第	1	項	に	規	定	す	る	覚	せ	い	剤	及				
		び	同	条	第	5	項	に	規	定	す	る	覚	せ	い	剤	原	料					
	(	3	)	麻	薬	及	び	向	精	神	薬	取	締	法	(	昭	和	2	8	年	法		
		律	第	1	4	号	)	第	2	条	第	1	号	に	規	定	す	る	麻	薬			
		、	同	条	第	4	号	に	規	定	す	る	麻	薬	原	料	植	物	及				
		び	同	条	第	6	号	に	規	定	す	る	向	精	神	薬							
	(	4	)	あ	へ	ん	法	(	昭	和	2	9	年	法	律	第	7	1	号	)	第	3	
		条	第	1	号	に	規	定	す	る	け	し	、	同	条	第	2	号	に				
		規	定	す	る	あ	へ	ん	及	び	同	条	第	3	号	に	規	定	す				
		る	け	し	が	ら																	
	(	5	)	毒	物	及	び	劇	物	取	締	法	施	行	令	(	昭	和	3	0	年		
		政	令	第	2	6	1	号	)	第	3	2	条	の	2	に	規	定	す	る	ト		
		ル	エ	ン	並	び	に	酢	酸	エ	チ	ル	、	ト	ル	エ	ン	又	は				
		メ	タ	ノ	ー	ル	を	含	有	す	る	シ	ン	ナ	ー	(	塗	料	の				
		粘	度	を	減	少	さ	せ	る	た	め	に	使	用	さ	れ	る	有	機				

		溶	剤	を	い	う	。	)	、	接	着	剤	、	塗	料	及	び	閉	そ	く	
		用	又	は	シ	ー	リ	ン	グ	用	の	充	て	ん	料						
		(	6	)	医	薬	品	、	医	療	機	器	等	の	品	質	、	有	効	性	及
		び	安	全	性	の	確	保	等	に	関	す	る	法	律	(	昭	和	3	5	
		年	法	律	第	1	4	5	号	。	以	下	「	医	薬	品	医	療	機	器	
		等	法	」	と	い	う	。	)	第	2	条	第	1	5	項	に	規	定	す	る
		指	定	薬	物	(	以	下	「	法	指	定	薬	物	」	と	い	う	。	)	
		(	7	)	前	各	号	に	掲	げ	る	も	の	の	ほ	か	、	次	に	掲	げ
		る	作	用	(	当	該	作	用	の	維	持	又	は	強	化	の	作	用		
		を	含	む	。	)	を	有	す	る	お	そ	れ	が	あ	り	、	か	つ	、	
		人	の	身	体	に	使	用	さ	れ	た	場	合	に	保	健	衛	生	上		
		の	危	害	が	発	生	す	る	お	そ	れ	が	あ	る	物	(	医	薬		
		品	医	療	機	器	等	法	第	2	条	第	1	項	に	規	定	す	る		
		医	薬	品	、	酒	類	及	び	た	ば	こ	を	除	く	。	以	下	「		
		危	険	薬	物	」	と	い	う	。	)										
		ア	中	枢	神	経	系	の	興	奮	又	は	抑	制	の	作	用				
		イ	幻	覚	又	は	陶	酔	の	作	用										
		ウ	そ	の	他	ア	又	は	イ	の	作	用	に	類	す	る	作	用			
		(	府	の	責	務	)														
第	3	条		府	は	、	薬	物	の	濫	用	の	防	止	に	関	す	る	施		



( 事 業 者 の 責 務 )												
第 5 条	事 業 者 は 、 そ の 行 う 事 業 に 関 し 、 薬											
	物 に 係 る 行 為 で 法 律 若 し く は こ の 条 例 の 規											
	定 に 違 反 す る も の ( 以 下 「 薬 物 違 法 行 為 」											
	と い う 。 ) を 助 長 す る 行 為 が 行 わ れ る こ と 又											
	は そ の 行 う 事 業 が 薬 物 違 法 行 為 に 利 用 さ れ											
	る こ と が な い よ う 努 め る と と も に 、 府 が 実											
	施 す る 薬 物 の 濫 用 の 防 止 に 関 す る 施 策 に 協											
	力 す る よ う 努 め な け れ ば な ら な い 。											
( 医 師 及 び 薬 剤 師 の 責 務 )												
第 6 条	医 師 及 び 薬 剤 師 は 、 患 者 に 対 す る 医											
	療 等 の 提 供 を 行 う に 当 た り 、 当 該 患 者 が 法											
	指 定 薬 物 又 は 危 険 薬 物 を み だ り に 使 用 し た											
	こ と を 知 っ た と き 、 当 該 使 用 を 疑 う に 足 り											
	る 相 当 な 理 由 が あ る と 認 め る と き 等 は 、 当											
	該 使 用 に 係 る こ れ ら の 薬 物 の 名 称 そ の 他 の											
	当 該 薬 物 の 特 定 等 の た め に 必 要 な 情 報 を 知											
	事 に 提 供 す る よ う 努 め な け れ ば な ら な い 。											
( 土 地 所 有 者 等 の 責 務 )												
第 7 条	土 地 又 は 建 物 ( 以 下 「 土 地 等 」 と い											







第 2 章 薬物の濫用の防止に関する基

本的な施策

( 推進体制の整備等 )

第 10 条 府は、国、他の地方公共団体、府民等及び事業者等と連携し、薬物の濫用の防止を推進するための体制を整備するものとする。

2 府は、薬物の流通形態が多様化していることを踏まえ、その実態に応じて効果的かつ適切に、薬物に関する情報を把握し、及び薬物の濫用の防止に関する施策を実施するため必要な監視及び指導の体制を整備するものとする。

3 知事及び京都府公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、薬物の濫用の防止に関する施策を効果的かつ適切に実施するため、相互に連携し、及び協力して、調査、指導その他の薬物の濫用の防止に関する必要な措置を講じるものとする。

( 調 査 研 究 の 推 進 )																			
第 1 1 条	府	は	、	薬	物	の	濫	用	に	よ	る	保	健	衛	生	上			
	の	危	害	そ	の	他	の	府	民	生	活	へ	の	危	害	の	発	生	を
	防	止	す	る	た	め	、	薬	物	に	関	す	る	調	査	研	究	を	推
	進	す	る	と	と	も	に	、	そ	の	成	果	の	普	及	啓	発	を	行
	う	も	の	と	す	る	。												
( 情 報 の 収 集 及 び 提 供 )																			
第 1 2 条	府	は	、	薬	物	の	危	険	性	に	関	す	る	最	新	の			
	情	報	そ	の	他	の	科	学	的	知	見	に	基	づ	く	薬	物	に	関
	す	る	情	報	の	収	集	、	整	理	、	分	析	等	を	行	い	、	府
	民	等	及	び	事	業	者	等	に	対	し	、	積	極	的	な	情	報	の
	提	供	を	行	う	も	の	と	す	る	。								
2	府	は	、	前	条	の	調	査	研	究	及	び	前	項	の	情	報	の	
	収	集	等	の	成	果	を	、	薬	物	の	濫	用	の	防	止	に	関	す
	る	施	策	に	反	映	さ	せ	る	も	の	と	す	る	。				
( 広 報 及 び 啓 発 等 )																			
第 1 3 条	府	は	、	薬	物	の	危	険	性	及	び	薬	物	の	濫	用			
	の	防	止	の	重	要	性	に	関	す	る	府	民	等	の	関	心	と	理
	解	が	深	ま	る	よ	う	、	適	切	な	広	報	及	び	啓	発	を	行
	う	と	と	も	に	、	教	育	及	び	学	習	の	充	実	そ	の	他	の

	必	要	な	措	置	を	講	じ	る	も	の	と	す	る	。					
2	府	は	、	薬	物	濫	用	防	止	活	動	団	体	又	は	府	民	等		
	若	し	く	は	事	業	者	が	前	項	に	規	定	す	る	目	的	の	た	
	め	に	行	う	薬	物	の	濫	用	の	防	止	の	た	め	の	活	動	を	
	促	進	す	る	た	め	、	情	報	提	供	そ	の	他	の	必	要	な	措	
	置	を	講	じ	る	も	の	と	す	る	。									
			第	3	章		危	険	薬	物	の	濫	用	の	防	止	の	た	め	
							の	規	制											
	(	危	険	薬	物	の	製	造	等	の	禁	止	等	)						
第	14	条		何	人	も	、	疾	病	の	診	断	、	治	療	若	し	く	は	
	予	防	の	用	途	及	び	人	の	身	体	に	対	す	る	危	害	の	発	
	生	を	伴	う	お	そ	れ	が	な	い	用	途	と	し	て	規	則	で	定	
	め	る	も	の	(	以	下	「	医	療	等	の	用	途	」	と	い	う	。	
	以	外	の	用	途	に	供	す	る	た	め	に	危	険	薬	物	を	製	造	
	し	、	栽	培	し	、	販	売	し	、	授	与	し	、	所	持	し	、	購	
	入	し	、	若	し	く	は	譲	り	受	け	、	又	は	医	療	等	の	用	
	途	以	外	の	用	途	に	使	用	し	て	は	な	ら	な	い	。			
2	何	人	も	、	医	事	若	し	く	は	薬	事	又	は	自	然	科	学		
	に	関	す	る	記	事	を	掲	載	す	る	医	薬	関	係	者	等	(	医	

	薬	関	係	者	又	は	自	然	科	学	に	関	す	る	研	究	に	従	事	
	す	る	者	を	い	う	。	)	向	け	の	新	聞	又	は	雑	誌	に	よ	り
	行	う	場	合	そ	の	他	主	と	し	て	危	険	薬	物	を	医	療	等	
	の	用	途	に	使	用	す	る	者	を	対	象	と	し	て	行	う	場	合	
	を	除	き	、	危	険	薬	物	に	つ	い	て	の	広	告	を	行	っ	て	
	は	な	ら	な	い	。														
3		何	人	も	、	医	薬	品	医	療	機	器	等	法	第	76	条	の	4	
	又	は	第	1	項	の	規	定	に	違	反	す	る	法	指	定	薬	物	又	
	は	危	険	薬	物	の	使	用	の	た	め	、	場	所	を	提	供	し	、	
	又	は	場	所	を	提	供	す	る	こ	と	若	し	く	は	場	所	の	提	
	供	を	受	け	る	こ	と	の	あ	っ	せ	ん	を	し	て	利	益	を	図	
	っ	て	は	な	ら	な	い	。												
	(	知	事	指	定	薬	物	の	指	定	)									
第	15	条		知	事	は	、	危	険	薬	物	の	う	ち	、	府	内	に	お	
	い	て	現	に	人	の	身	体	に	使	用	さ	れ	、	又	は	使	用	さ	
	れ	る	お	そ	れ	が	あ	る	と	認	め	る	物	を	知	事	指	定	薬	
	物	と	し	て	指	定	す	る	こ	と	が	で	き	る	。					
2		知	事	は	、	前	項	の	規	定	に	よ	る	指	定	(	以	下	「	
	知	事	指	定	」	と	い	う	。	)	を	し	よ	う	と	す	る	と	き	は
	、	あ	ら	か	じ	め	、	京	都	府	薬	物	等	指	定	審	査	会	の	

	意見	を	聴	か	な	け	れ	ば	な	ら	な	い	。						
3	知	事	は	、	知	事	指	定	を	す	る	と	き	は	、	規	則	で	
	定	め	る	と	こ	ろ	に	よ	り	、	そ	の	旨	を	公	示	す	る	も
	の	と	す	る	。														
4	知	事	指	定	は	、	前	項	の	規	定	に	よ	る	公	示	に	よ	
	っ	て	そ	の	効	力	を	生	じ	る	。								
	(	知	事	指	定	の	失	効	)										
第	16	条	知	事	指	定	は	、	知	事	指	定	薬	物	が	第	2	条	
	第	1	号	か	ら	第	6	号	ま	で	の	い	ず	れ	か	に	該	当	
	る	こ	と	と	な	っ	た	と	き	は	、	そ	の	効	力	を	失	う	
	。																		
2	知	事	は	、	前	項	の	規	定	に	よ	り	知	事	指	定	が	効	
	力	を	失	っ	た	と	き	は	、	規	則	で	定	め	る	と	こ	ろ	に
	よ	り	、	そ	の	旨	を	公	示	す	る	も	の	と	す	る	。		
3	知	事	指	定	が	効	力	を	失	っ	た	場	合	に	お	い	て	は	
	、	当	該	知	事	指	定	薬	物	で	あ	っ	た	物	は	、	そ	の	失
	効	前	に	し	た	当	該	知	事	指	定	薬	物	に	係	る	行	為	に
	対	す	る	第	31	条	(	第	1	号	に	係	る	部	分	に	限	る	。)
	及	び	第	32	条	の	規	定	の	適	用	に	つ	い	て	は	、	な	お
	知	事	指	定	薬	物	と	み	な	す	。								
	(	知	事	監	視	店	舗	の	指	定	)								

第	17	条	知	事	は	、	危	険	薬	物	又	は	危	険	薬	物	で	あ	
る	疑	い	が	あ	る	物	(	以	下	「	危	険	薬	物	等	」	と	い	
う	。	)	に	つ	い	て	次	の	各	号	の	い	ず	れ	か	に	該	当	す
る	疑	い	が	あ	り	、	保	健	衛	生	上	の	危	害	そ	の	他	の	
府	民	生	活	へ	の	危	害	の	発	生	を	防	止	す	る	た	め	必	
要	が	あ	る	と	認	め	る	と	き	は	、	当	該	疑	い	の	あ	る	
行	為	が	行	わ	れ	、	又	は	行	わ	れ	て	い	る	店	舗	等	で	
あ	っ	て	、	当	該	店	舗	等	で	府	民	の	健	康	及	び	安	心	
・	安	全	を	保	持	す	る	た	め	の	適	切	な	措	置	が	講	じ	
ら	れ	る	こ	と	が	必	要	で	あ	る	と	知	事	が	認	め	る	も	
の	を	知	事	監	視	店	舗	と	し	て	指	定	す	る	こ	と	が	で	
き	る	。																	
(	1	)	危	険	薬	物	等	が	第	14	条	第	1	項	の	規	定	に	違
反	し	て	貯	蔵	さ	れ	、	又	は	陳	列	さ	れ	て	い	る	疑		
い																			
(	2	)	危	険	薬	物	等	が	第	14	条	第	1	項	の	規	定	に	違
反	し	て	製	造	さ	れ	、	栽	培	さ	れ	、	販	売	さ	れ	、		
又	は	授	与	さ	れ	た	疑	い											
(	3	)	危	険	薬	物	等	に	つ	い	て	第	14	条	第	2	項	の	規
定	に	違	反	し	て	広	告	が	行	わ	れ	、	又	は	広	告	が		

		行	わ	れ	て	い	る	疑	い																
2		前	項	の	規	定	に	よ	る	指	定	(	以	下	「	監	視	店	舗						
		指	定	」	と	い	う	。	)	の	基	準	は	、	規	則	で	定	め	る	。				
3		知	事	は	、	監	視	店	舗	指	定	を	し	よ	う	と	す	る	と						
		き	は	、	あ	ら	か	じ	め	、	京	都	府	薬	物	等	指	定	審	査					
		会	の	意	見	を	聴	か	な	け	れ	ば	な	ら	な	い	。								
4		知	事	は	、	監	視	店	舗	指	定	を	す	る	場	合	で	あ	っ						
		て	、	緊	急	を	要	し	、	あ	ら	か	じ	め	京	都	府	薬	物	等					
		指	定	審	査	会	の	意	見	を	聴	く	い	と	ま	が	な	い	と	き					
		は	、	当	該	手	続	を	経	な	い	で	監	視	店	舗	指	定	を	す					
		る	こ	と	が	で	き	る	。	こ	の	場	合	に	お	い	て	、	知	事					
		は	、	速	や	か	に	、	当	該	監	視	店	舗	指	定	に	係	る	事					
		項	を	京	都	府	薬	物	等	指	定	審	査	会	に	報	告	し	な	け					
		れ	ば	な	ら	な	い	。																	
5		知	事	は	、	監	視	店	舗	指	定	を	す	る	と	き	は	、	規						
		則	で	定	め	る	と	こ	ろ	に	よ	り	、	そ	の	旨	及	び	当	該					
		監	視	店	舗	指	定	に	係	る	店	舗	等	の	名	称	そ	の	他	の					
		規	則	で	定	め	る	事	項	を	公	示	す	る	と	と	と	も	に	、					
		当	該	店	舗	等	に	お	い	て	営	業	を	行	っ	て	い	る	者	(					
		以	下	「	知	事	監	視	店	舗	営	業	者	」	と	い	う	。	)	に	通				







2	知事監視店舗営業者は、知事監視薬物等
	を販売し、又は授与しようとするときは、
	当該知事監視薬物等を購入し、又は譲り受
	けようとする者（以下「購入者等」という
	。）に対し、規則で定めるところにより、当
	該知事監視薬物等に関する次に掲げる事項
	を記載した書面（以下「説明書」という。）
	を交付し、その内容を説明しなければならな
	い。
	（1）当該知事監視薬物等の名称、用途及び
	使用方法
	（2）前号に掲げるもののほか、当該知事監
	視薬物等の使用、保管等に関し、保健衛
	生上の危害その他の府民生活への危害の
	発生を防止するために購入者等が遵守す
	べき事項として規則で定める事項
3	購入者等は、前項の説明を受けたときは
	、規則で定めるところにより、次に掲げる
	事項を記載した書面（以下「誓約書」とい
	う。）を当該知事監視店舗営業者に提出しな

	け	れ	ば	な	ら	な	い	。														
	(	1	)	購	入	者	等	の	氏	名	及	び	住	所								
	(	2	)	当	該	知	事	監	視	薬	物	等	の	名	称	、	数	量	及	び		
				使	用	目	的															
	(	3	)	当	該	知	事	監	視	薬	物	等	の	使	用	、	保	管	等	に		
				当	た	っ	て	は	、	説	明	書	に	記	載	さ	れ	た	事	項	そ	
				の	他	規	則	で	定	め	る	事	項	を	遵	守	す	る	こ	と	を	
				誓	約	す	る	旨														
	(	4	)	前	3	号	に	掲	げ	る	も	の	の	ほ	か	、	規	則	で	定		
				め	る	事	項															
4				知	事	監	視	店	舗	営	業	者	は	、	そ	の	販	売	し	、	又	
				は	授	与	し	よ	う	と	す	る	知	事	監	視	薬	物	等	に	関	し
				次	の	各	号	の	い	ず	れ	に	も	該	当	す	る	場	合	で	な	け
				れ	ば	、	当	該	知	事	監	視	薬	物	等	を	販	売	し	、	又	は
				授	与	し	て	は	な	ら	な	い	。									
	(	1	)	第	1	項	の	規	定	に	よ	る	記	載	が	さ	れ	て	い	る		
				こ	と	。																
	(	2	)	誓	約	書	の	提	出	が	あ	っ	た	こ	と	。						
5				知	事	監	視	店	舗	営	業	者	は	、	当	該	知	事	監	視	店	
				舗	に	お	い	て	、	知	事	監	視	薬	物	等	の	購	入	若	し	く

	は	譲	受	け	(	以	下	こ	の	項	に	お	い	て	「	購	入	等	」	
	と	い	う	。	)	の	頻	度	が	相	当	程	度	高	く	、	又	は	購	入
	等	に	係	る	1	回	当	た	り	の	知	事	監	視	薬	物	等	の	量	
	が	相	当	程	度	多	い	も	の	と	し	て	規	則	で	定	め	る	要	
	件	に	該	当	す	る	購	入	等	が	あ	っ	た	と	き	は	、	当	該	
	知	事	監	視	薬	物	等	が	危	険	薬	物	そ	の	他	の	薬	物	で	
	あ	っ	た	場	合	に	生	じ	る	保	健	衛	生	上	の	危	害	そ	の	
	他	の	府	民	生	活	へ	の	危	害	の	発	生	を	未	然	に	防	止	
	す	る	た	め	、	規	則	で	定	め	る	と	こ	ろ	に	よ	り	、	直	
	ち	に	、	そ	の	旨	を	知	事	に	届	け	出	な	け	れ	ば	な	ら	
	な	い	。																	
6		知	事	監	視	店	舗	営	業	者	は	、	規	則	で	定	め	る	と	
	こ	ろ	に	よ	り	、	購	入	者	等	が	第	3	項	の	規	定	を	遵	
	守	す	る	た	め	に	必	要	な	情	報	そ	の	他	の	規	則	で	定	
	め	る	事	項	に	つ	い	て	、	当	該	知	事	監	視	店	舗	の	見	
	や	す	い	場	所	に	掲	示	し	な	け	れ	ば	な	ら	な	い	。		
7		知	事	監	視	店	舗	営	業	者	は	、	知	事	監	視	薬	物	等	
	と	な	る	物	を	製	造	し	、	栽	培	し	、	購	入	し	、	若	し	
	く	は	譲	り	受	け	た	と	き	又	は	知	事	監	視	薬	物	等	を	
	販	売	し	、	若	し	く	は	授	与	し	た	と	き	は	、	そ	の	都	

	度、規則で定める事項を書面に記載してお
	かなければならない。
8	知事監視店舗営業者（知事監視店舗営業者であつた者を含む。）は、誓約書にあつて
	はその提出があつた日から、前項の書面に
	あつてはその作成の日からそれぞれ3年間
	保存しななければならない。
9	知事監視店舗営業者は、知事監視薬物等
	について、次に掲げる方法による広告を行
	つてはならない。
	（1）当該知事監視薬物等の使用を助長し、
	又は誘発すると認められる表示による方
	法
	（2）前号に掲げるもののほか、規則で定め
	る方法
	（警告）
第20条	知事は、次に掲げる者に対し、必要
	な警告を発することができる。
	（1）第14条第1項の規定に違反して危険薬
	物を製造し、栽培し、販売し、授与し、





第	19	条	(	第	3	項	及	び	第	9	項	を	除	く	。)	の	規	定
を	遵	守	す	る	た	め	の	業	務	の	方	法	の	改	善	に	関	し
知	事	が	定	め	る	相	当	の	期	間	内	に	必	要	な	措	置	を
講	じ	る	べ	き	旨	を	前	条	第	2	項	の	規	定	に	よ	り	警
告	し	た	場	合	に	お	い	て	、	当	該	知	事	監	視	店	舗	営
業	者	が	正	当	な	理	由	が	な	く	て	当	該	警	告	に	係	る
措	置	を	講	じ	な	か	っ	た	と	き	は	、	当	該	知	事	監	視
店	舗	営	業	者	に	対	し	、	相	当	の	期	間	を	定	め	て	当
該	警	告	に	係	る	措	置	を	講	じ	る	べ	き	こ	と	を	命	じ
る	こ	と	が	で	き	る	。											
(	中	止	命	令	等	)												
第	22	条	知	事	は	、	第	14	条	第	2	項	若	し	く	は	第	3
項	又	は	第	19	条	第	9	項	の	規	定	に	違	反	し	た	者	に
対	し	、	相	当	の	期	間	を	定	め	て	そ	の	行	為	の	中	止
そ	の	他	公	衆	衛	生	上	の	危	険	の	発	生	を	防	止	す	る
に	足	り	る	措	置	を	講	じ	る	べ	き	こ	と	を	命	じ	る	こ
と	が	で	き	る	。													
(	提	出	命	令	等	)												
第	23	条	知	事	は	、	知	事	監	視	店	舗	又	は	そ	の	貯	蔵
場	所	そ	の	他	の	店	舗	等	で	危	険	薬	物	で	あ	る	疑	い







6	前項の通知に係る検査の対象となった物
	に 関し第3項の命令が行われていた場合に
	おいて、当該命令に係る同項の期間（第4
	項ただし書の規定により当該期間が延長さ
	れたときは、その延長後の期間）が経過す
	る前に当該通知があったときは、当該命令
	は、その効力を失う。
	（廃棄等）
第24条	知事は、知事監視店舗又はその貯蔵
	場所その他の店舗等で第14条第1項の規定
	に違反して貯蔵され、若しくは陳列されて
	いる危険薬物又は同項の規定に違反して製
	造され、栽培され、販売され、若しくは授
	与された危険薬物について、当該危険薬物
	を取り扱う者に対して、相当の期間を定め
	て廃棄、回収その他公衆衛生上の危険の発
	生を防止するに足りる措置を講じるべきこ
	とを命じることができると。
2	知事は、前項の規定による命令を受けた
	者がその命令に従わない場合であって、公



ない。ただし、公衆衛生上の危険の発生を
防止するため緊急を要し、かつ、当該警告
を発するいとまがないときその他規則で定
めるときは、この限りでない。
(1) 予定される命令の内容及び根拠となる
この条例の条項
(2) 予定される命令の原因となる事実（当
該命令の対象となる物が危険薬物に該当
すること及び危険薬物に該当すると判断
した理由を含む。）
(公安委員会の協力)
第26条 公安委員会は、この章に規定する規
制が円滑に行われるために必要な調査を行
い、知事に必要な情報を提供し、又は助言
をすることができるとする。
(立入調査等)
第27条 知事は、この条例の施行に必要な限
度において、規則で定めるところにより、
その職員に、危険薬物等を取り扱う場所そ
の他必要な場所に立ち入り、危険薬物等そ

の他の物件を調査させ、又は関係者に質問させ、若しくは危険薬物等を試験のために必要な最少分量に限り、収去させることができる。

2 公安委員会は、この条例の施行に必要な限度において、公安委員会規則で定めるところにより、警察職員に、危険薬物等を取り扱う場所その他必要な場所に立ち入り、危険薬物等その他の物件を調査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前2項の規定による立入調査等を行う職員又は警察職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定による立入調査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第4章 京都府薬物等指定審査会  
(京都府薬物等指定審査会)



第 6 章 罰 則

( 罰 則 )

第 30 条 次の各号のいずれかに該当する者は、2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

(1) 第 24 条 第 1 項の規定による命令に違反した者

(2) 第 24 条 第 2 項の規定による廃棄その他の処分を拒み、妨げ、又は忌避した者

第 31 条 次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

(1) 第 14 条 第 1 項の規定に違反して、知事指定薬物を製造し、栽培し、販売し、若しくは授与した者又は知事指定薬物を所持した者（販売等の目的で貯蔵し、又は陳列した者に限る。）

(2) 第 22 条の規定による命令（第 19 条 第 9 項の規定による広告に係るものを除く。）







第 37 条 第 19 条 第 3 項 の 規 定 に 違 反 し て 、 誓  
約 書 を 提 出 せ ず 、 又 は 誓 約 書 に 記 載 す べ き  
事 項 を 記 載 せ ず 、 若 し く は 虚 偽 の 記 載 を し  
て 誓 約 書 を 提 出 し た 者 は 、 5 万 円 以 下 の 過  
料 に 処 す る 。

附 則

1 この 条 例 は 、 公 布 の 日 か ら 施 行 す る 。 た  
だ し 、 第 3 章 、 第 4 章 及 び 第 6 章 の 規 定 は  
、 公 布 の 日 か ら 起 算 し て 30 日 を 経 過 し た 日  
( 以 下 「 基 準 日 」 と い う 。 ) か ら 施 行 す る 。

2 知 事 指 定 の 手 続 は 、 基 準 日 前 に お い て も  
、 第 15 条 の 規 定 の 例 に よ り 行 う こ と が で き  
る 。 こ の 場 合 に お い て 、 知 事 は 、 第 28 条 の  
規 定 の 例 に よ り 、 審 査 会 に 第 15 条 第 2 項 に  
規 定 す る 事 項 の 調 査 審 議 を 行 わ せ る こ と が  
で き る 。